

Title	拙堂先生の楠氏研究
Author(s)	今西, 茂喜
Citation	懐徳. 1929, 7, p. 67-71
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/88789">https://hdl.handle.net/11094/88789</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

であり、諸蕃のなしとげた功績を我國史からとり去れば、眞に寂寥の感をいだくであらう。而して他面から論ずるときは、これらは實に我皇國の包容力、同化力の偉大なことを示すものと云ふべきであつて、これ實に我國體の精華である。翻つて思ふに維新以後、我領土は益々擴大され、上世より常に我國史の問題となつてゐた朝鮮が、我に内附してから早くも二十年に垂んとしてゐる今日、朝鮮の統治は表面如何にも立派に行届いてゐるが、彼等鮮人のことごとくが、眞に衷心より、よく我皇恩に感じてゐるであらうか。未だ朝鮮に一步も印せぬ吾人には到底かゝる点まで知る由もないが、萬一朝鮮に於ける國民教育が、諸蕃の功績を知らしめ、之を同化せしむることを閑却してゐたとすれば、決して眞に「内鮮融和」を望むことは不可能である。國史を愛好し、國史を讀むの士はすべからずかゝる点に留意して、新領土の同胞を同化すべきではないかと思ふ。

## 拙堂先生の楠氏研究

今 西 茂 喜

(一)前南朝の史實に關しては、今日已に盛んに論議せらるゝと雖も、千載の下、痛哭長大息すべき 後龜山帝の龍種の御最後の哀史を看過し去るは、研究家の態度として甚だ遺憾無き能はず、此史實に就き拙堂齋藤先生は、敬虔の態度を以て謹嚴の文字を驅使し、後南朝遺蹟碑記(拙堂文集一卷)と題して其の意見を發表せらるゝ、其の一節に曰く、

南朝之事豈忍言哉、前南朝猶然、况後南朝之式微乎、(中畧)嘉吉中、天基王與圓滿院謀、率楠氏遺子、入禁中、收神器去、追兵圍而攻之、天基王與楠二郎死之、圓滿院擁神器逃吉野川上、(中畧)足利氏患之、隱許赤松餘黨之請、入仕于王、伺間戕王奪神器去、云々

此筆、蓋し天下稀觀之文字にして、卓抜の見と評すべきか、惟ふに禁中を侵し不敬を敢てし神器を奪取したるを收神器と書し、赤松の殘賊が王を戕害し奉りて神器を護し奉りたるを奪神器と書す、謹んで案するに最初御講和の際御約旨に關し、双方御意に忤る所ありて事の茲に至りたるは固より恐懼の至りなるが、唯先生獨自の見を以て此特種の春秋筆法を用ひられたるは、千載の鐵案と稱すべき乎、

(二)史實を知るは終始あるを尙ぶ、世多く楠公授命の所を知つて未だ其の降誕の所を知らず、是に於てか先生南木祠碑陰記を作り其の終始を示せり、

忠臣義士之出、譬如麟鳳之瑞、宜人人欲議其所出也、楠中將之生於皇國、實爲儀鳳祥麟、然世人徒識其授命之處、而或不知其降誕之地、可耶、中將降誕之地、在河内石川群水分社側、中將既死湊川、祠以爲神、以水分爲楠氏土地神、建祠於社之域内、建號曰南木大明神、蓋出於後醍醐帝勅旨、其地屬若狹守石川侯之封、今茲侯淮臣民之請、建碑於祠前、手書請寡君伊賀中將題署碑面、曰、楠中將降誕之地、

河内名所圖會には單に南木祠に石川侯銘之とのみにて、藤堂侯及先生の名を逸せり、予は今本論終始の説に附加せんに、世人唯楠公の偉人たるを知りて、父正玄公の偉人たるを知らざるを憾とす、正玄公は、三子即ち正成、正氏、正季をして軍務に就かしめ、末男正利(惠秀)をして越前白山權現の住持たらしめたる、惠秀律師釋泰澄の流れを酌みたる善知識たるは勿論、楠公戰死の刹那に於ける神秘的史實亦饒多なり、惟ふに父たる人其の諸子の機根に應じて適處せしめし伎倆、亦凡ならずとや言はむ、かの元弘元年八月笠置御召の際に於ける

正成公の勅答中、(正成未だ死せずと被聞召候はゞ聖運終に開かるべしと被思召候へ云々)の一節は、これ實に平素完成せる準備と確信とを物語るものにして、此年より溯る十七年は即ち正立公卒去の正治四年なり、十七年間將卒修養の期間長からざるにあらざるも、而も數世河内の名族としての楠氏一族は勿論、和田、大塚、橋本、佐備の一族郎黨と恩智、湯淺、宇佐美、志貴、神宮寺等の參謀、多くは譜代の臣にして、勅答後間も無く五百餘騎を以て赤坂に立籠りたる手腕は、兎も角河、泉、兩國に於ける勢力侮るべからざるものあり、職として父祖傳來の勢力扶植の功與つて大に力ありと謂はざる可からず、且、楠氏系圖によれば、正立公は、從五位、其以上十餘代、皆四位、五位の位階を賜り、卑賤の身分にあらず、世人は唯一言の下に、河内の土豪、又は郷士アゲムシと稱するは、同公を輕侮するの嫌なきにあらざるやを疑ふ、

(三)世多く楠氏三代の忠誠をのみ讚美するを知つて、其以後の諸公は措いて顧みざるもの、如し即ち正勝、正家・正元、三公は贈位あり正秀、光正、正久、行康、正直、正理、傑堂、日尊の諸公の悲壯の努力に對しては之を禮讚するを知らず、又其他の苗裔の、或は紀州に、或は阿、讚、豫、土に散在し、備前に九州に越後に流浪分布せるを知らず、尙正行公より池田家に分岐して教正、佐正、充正、正棟、正能、に至り、正能は山脇源太夫(正勝公會孫)正朝を池田家の養子とせるなど、其の累代の軍功は、果然楠氏の末裔也と首肯せしむ、是れ實に楠氏池田家血統の合流を遂げしものにて、天意の然らしむる所ならん、特に考慮すべきは、正勝公の墓地は、現に伴林光平の(籠中日記)にも記する如く、十津川武藏山上に儼存し、無名の武士の併碑にも「世や昔其係の散る薄」の追懷句あり、又西成郡豊里村字三番の定專坊(行基開創)に正勝、盛信、盛秀、三公の五輪塔あり、是れ正朝公が池田家に入りて、曾祖父正勝公を敬慕するの餘これを建碑せしものなる事は常識上容易に肯定せらるべし、先生更に中山文節の爲に南木誌序文を草す、其の中に曰く、

皇國君臣之義冠於萬那、而楠中將一門爲其唱首、父死而子繼之、子死而孫繼之、至雲仍昆來、終不改歆儼之志、殲其種族而止、雖皇國多忠義之門、蓋有一而無二、嗚呼盛哉、云々

本書は津藩儒津坂東陽が著せる楠氏忠聖錄二卷を基礎とし、これに楠氏の遺事逸話並に大家の題詠詩歌等を蒐集して編成せるものにして、先生が更に之に校閲して、欲詳楠氏事蹟、舍此書將安求焉と絶叫せられし權威ある史料なり。

(四)世人往々楠公の武臣たるを知りて賢人たるを知らず、具原益軒先生が(惜哉世知其爲良將、而不知其爲賢哲)と稱せられしは、評し得て悉せりと謂ふべし、且公の理想たるや大祖諸兄公の權現思想を體得して、惟神思想を中心とし、之に道教、儒教、佛教(眞言)の思想を加味し、皇道の本義に従ふを宗旨とせり、夫の文字の末を追ふの類とは其撰を異にせるを覺ゆ、公平素北辰鎮宅靈符神を信仰し、常に神鈴を携ふ、榎谷宕陰先生の神好文は天下に著名なるものなり、又玉木正英著、神體勸請卷、鳴弦秘傳、墓目口傳等は橘家の秘傳にして與名草(淺井重遠著)の奥書に橘家裔重信、以戰功仕池田家(攝州池田)傳此法深藏矣、とあり、重信とは、山脇正吉にして、初め荒木村重に仕へ、後池田信輝に仕へたる人なり、先生曾て公の親筆と稱する軍壇目鏡の跋に、

河内石川郡河井村尼刹慈眼寺、藏軍壇目鏡、其下署(建武二年八月日正成花押)、於是知爲其楠氏兵出也(中畧)其所載雲氣占候、猶爲古法、至其以人之眼目分其智愚勇怯之品、各著爲圖、殊爲創闢、此其所以名目鏡歟、然今、此等說猶爲中將之眞、而其餘盡屬後人剽入可知已、但、余未見原本、不能自信其說之是否也、膳所人森伯亭爲余言、於河州水分社亦見此書、比慈眼所藏、更爲原本、姑錄其言以竣後考、

雲氣、占候、眼力占法は、蓋し道教の範圍に屬す、前書神鈴、墓目口傳、鳴弦秘傳と略同じ、先生目鏡の眞贋を取捨して苟くも之を排斥せざるは故實的智識に荷ふ所多しと謂はざるべからず。

(五)郷土傳統的忠誠思想を養成せんが爲めの臨地講演は、現代盛に行はる、而も百年前交通機關不備の時代に於て、拙堂先生先づ之を行ふの一事は、如何に其善導意向の熾烈なる乎を知るに足ると同時に、其辯論に雄なるを證明するに餘ありと謂ふべし、笠置山陪遊記の一節に曰く

文政十年九月十六日食時達笠置、(中畧)謙爲公指東北一村曰、此爲飛鳥路村、係柳生氏之封、當時其民實導賊將經之襲陷行營、本邑之民醜之、至今五百餘年不通婚嫁言及之唾罵、臣嘗質之土人、且問之曰、今尙然耶、其人瞋目扼腕曰萬劫如是爾、臣以此知民心之好義出於天性也(中畧)夫爲人臣子者、常則恪勤、變則仗義授命、無古今之異

其の末文一節は臣子の分を論ずの大文字として四民教養の箴とするに足る、

(六)楠公批評家としては、林羅山、木下順庵、新井白石、山鹿素行、雨森芳洲、尾藤二洲、安積良齋、太田錦城、頼山陽、貝原益軒、松下見林、塩谷宕陰、梁川星巖、佐久間象山等無慮屈指に違あらざるも、諸子は唯公の片鱗を捉へて批評を試むるに過ぎず、然るに拙堂先生に至ては、其私淑する所隨意隨時所其考索を遂げ、實地を踏査して地形を考量し、名家の文書を披閲し、以て史料の根柢を固む、實に楠氏研究の巨人たり、近時楠公研究の聲特に高し、而して研究者の態度往々忠懇を缺ぐの感あり、昨年一月(政教社)に於て楠氏の論文を募集す、會するもの四十許名、各持説を發表し引用詩人七十有二首を列す、拙堂先生に就ては山田秋甫氏の名に於て、唯一篇の謁楠中將墓の詩あるのみ、然らば則ち現代の研究家は、拙堂先生の楠氏崇拜家たるを知らざるものゝ如し、誠に遺憾の情に堪へず、今や懷德堂の學燈更らに光輝を發し、教授財津先生新に學徒を董督せらる、茲に愚見を陳べて敢て叱正を乞ふと云爾。